

議第 3 6 号

公有水面埋立ての意見について

倉橋漁港における公有水面埋立免許の出願に関し，呉市長の意見を次のとおり免許権者である広島県知事に述べるものとする。

意見 本埋立てについて異議はありません。

(提案理由)

公有水面埋立法第 3 条第 1 項の規定により意見を述べるため，同条第 4 項の規定により，この案を提出する。